

**静岡県告示第56号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については平成26年1月26日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年1月25日付けで消滅した。

平成30年1月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

加入区の名称

稲取加入区